

小特集に寄せて

測図部長 稲葉和雄¹

国土地理院では、平成21年度から、我が国の基本的な地理空間情報の整備を、今までの2万5千分1地形図をベースとしたものから、デジタル情報である、電子国土基本図に移行します。

本小特集では、電子国土基本図のうち主として地図情報について、全体の枠組みを構築した国土地理院技術協議会の地理空間情報体系分科会での検討内容、それを受けての事業展開と技術的事項について、関連情報も含めて報告します。また、オルソ画像についても、概要を報告します。

2万5千分1地形図は、昭和25年に整備が再開され、約30年の時を経て昭和58年に、一部の島嶼部を除いて全国が概成されました。また、これまで写真撮影が不可能なことにより未整備だった竹島の2万5千分1地形図も、人工衛星画像を使い平成19年12月に刊行されました。このように、着実に整備されてきた地形図ですが、高精度化への要求、より新鮮な情報ニーズへの対応等の課題を抱えていました。そのような状況の下で、国土地理院が整備し国民に提供している基本的地理空間情報について、これまでの2万5千分1地形図による紙ベースの維持管理から、新しい時代に対応したものに移るべく、平成19年7月、国土地理院技術協議会に地理空間情報体系分科会を設置して、新たな地理空間情報体系の検討が始まりました。検討はほぼ1年かけて行われ、平成20年6月に分科会報告書が完成し、技術協議会に提出されました。

報告書で提案された新たな地理空間情報体系の基本的考え方は、紙地図ベースからデジタル情報へ軸足を移すことでした。

具体的な要点は、以下のものです。

- 1) 紙地図に加えて、デジタルデータを基本測量成果とする。
- 2) 現行の紙地図は、平成25年度までにデジタル化を完了する。
- 3) 2万5千分1地形図に代わり、基盤地図情報と整合した国土地形基盤（電子国土基本図（地図情報））を、基本となる地理空間情報とする。
- 4) 1万分1地形図や5万分1地形図は、国土地形基盤に統合し、個別の維持は行わない。また、2万5千分1地形図は、国土地形基盤から作成する。

国土地理院では、平成21年度から報告書の内容に沿った事業展開をすべく、平成21年度概算要求も大幅に組み替えて要求し、先般国会で承認を得たところです。また、平成20年9月から12月にかけて、

国土地形基盤の内容について外部の意見聴取を目的に、有識者からなる委員会を設置し意見を伺うとともに、HPによる一般からの意見募集などを行い、事業実施に向けた技術的詳細を固めていきました。

電子国土基本図は、3種類の情報から構成されています（図）。

- 1) 一番上の地図情報が本特集で詳しく説明しているベクトル形式の地図情報です。特徴として、基盤地図情報を取り込み、2万5千分1の精度に限らず、より高精度な情報を目指しています。
- 2) 二番目のオルソ画像は、空中写真を地図と重なるよう変換したものです。基盤地図情報の源情報として利用できるほか、そのまま最新の地理空間情報です。
- 3) 三番目の地名情報は、座標の代わりに、一般に馴染み深い住所、交差点名等を用いて位置を特定し、異なる地図でも共通して利用できるような仕組みの構築を目的としています。

本小特集では、電子国土基本図の全体ではありませんが、主として、国土地理院のこれからの地理空間情報の提供に直接関連する地図情報の部分について説明しています。

電子国土基本図整備については、多くの人たちの御意見、御助言をいただきました。一人ひとりのお名前は紙面の関係もあり詳述しませんが、その方々の支援がなければ実現しなかったと思っております。御支援いただいた方々に感謝するとともに、今後とも国民のニーズに応えた地理情報の整備・提供に努めていきたいと考えております。

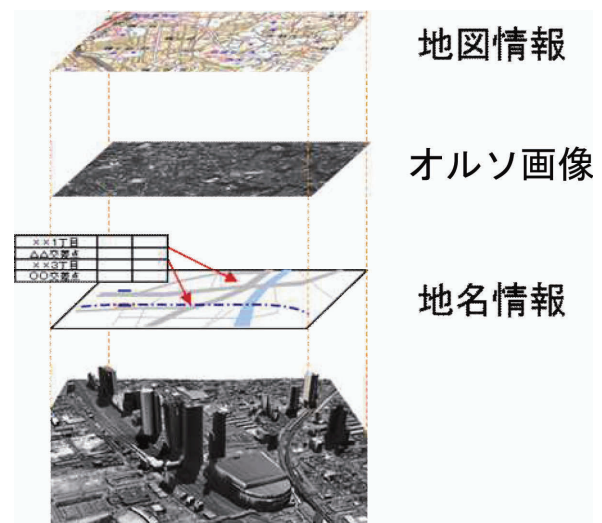


図 電子国土基本図の構成

¹ 現測地部長